

中部森林管理局名古屋事務所機械警備業務仕様書

第1 警備の目的

次に掲げる対象施設における火災、盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を防止するとともに、その他不良行為を排除し、対象施設、物品の保全を図り、対象施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第2 警備対象施設

対象施設 中部森林管理局名古屋事務所、仕様書別添1 参照
所在地 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1番20号

第3 警備業務実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第4 警備業務の概要

1. 警報機器等(異常感知装置、自動通報装置等その他必要な装置)を用いた警備活動及び緊急要員による対応を組み合わせた警備活動警報機器等の種類、数量及び設置箇所は、別添資料1のとおり
2. 火災、盗難及び不良行為(以下「事故」という。)の拡大防止
3. 事故確認時における関係機関への通報、連絡
4. 事故報告書の提出
5. 警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容の提出

第5 警備時間等

1. 警備担当時間

(1) 対象施設：名古屋事務所

平日：17時15分から翌日の8時30分まで

休日：8時30分から翌日の8時30分まで

(注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。

2. 警備実施時間

- (1) 上記1.の警備担当時間内において、個々の警備対象施設が無人の状態にあるとき。
- (2) 発注者及び警備対象施設に勤務する職員(以下「発注者等」という。)からの警報機器等の作動開始の信号を受けたときに始まり、発注者等からの警報機器等の作動解除の信号を受けたときに終わるものとする。

3. 警備機器等の鍵等

- (1) 発注者等が行う、警備機器等の作動開始及び作業解除に必要な鍵又は操作カード等(以下「鍵等」という。)は、警備対象施設ごとに5個以上用意するものとする。
- (2) 個々の警備対象施設の異常事態発生時において、請負者又は緊急要員が行う警備実施に必要な合鍵(警備対象施設の出入口の鍵をいう。)については、契約締結後に請負者に預託するものとする。
- (3) 発注者等及び請負者は、鍵等又は合鍵をそれぞれが厳重に取扱い保管するものとする。なお、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は請負者に連絡するとともに、それぞれの指示(原状回復に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。

第6 警備業務内容の詳細

1. 警報機器等について

- (1) 個々の警備対象施設で発生した事故の異常事態を、請負者が指定する事務所等へ自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 通報等の使用回線は、請負者の一般公衆用回線を使用するものとする。なお、一般公衆用回線に常時断線監視機能又は回線切断時においても信号が送信可能な機能の設置等に要する一切の費用は、請負者において負担するものとする。
- (3) 第5の2.の警備実施時間中、各警報機器等の受信装置を間断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を図るものとする。
- (4) 緊急要員は、請負者の事務所等との連絡体制を図り、警備対象施設の異常事態に備えるものとする。

2. 警備開始時及び警備終了時について

(1) 警備開始時における取扱い

ア発注者における取扱い

- ① 個々の警備対象施設における最終退庁者は、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を講じるものとし、当該施設の出入口及び窓等の施錠状況を確認することとする。
- ② 最終退庁者は、請負者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にすることとする。

イ請負者における取扱い

請負者が指定する手順による最終退庁者からの警報機器等の作動開始の信号を確認し、警備を開始することとする。

(2) 警備終了時における取扱い

ア発注者における取扱い

- 個々の警備対象施設に対する発注者等の最初の入庁者は、請負者が指定する手順により、警報機器等を作動解除状態にすることとする。

イ請負者における取扱い

請負者が指定する手順による最初の入庁者からの警報機器等の作動解除の信号を確認し、警備を終了することとする。

(3) 警備実施期間中における発注者等の入退庁について

原則、実施しない。ただし、発注者が、真にやむを得ないと認める場合のみ、次の要領により行うことができるものとする。

- ① 発注者等の届出の緊急連絡は、請負者が指定する事務所等に対し警備中断の申し入れを行い、あらかじめ請負者が指定した手順に従い警報機器等を作動解除状態にした上で、発注者等の責任において入庁することとする。
- ② 発注者等による臨時の入庁中の警備は、発注者等の責任において実施することとする。
- ③ 臨時の退庁者は、請負者が指定する事務所等に対し退庁する旨の連絡を行った上で、請負者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にすることとする。

第7 異常事態発生時における請負者の対応

1. 警報機器等により、発注者の個々の警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、請負者は緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。
2. 警備対象施設に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、請負者の事務所等へその

状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

3. 請負者又は請負者の事務所等の職員は、発注者が契約締結後に届出した個々の警備対象施設に係る責任者又はその補助者（以下「警備業務責任者等」という。）に連絡すること。

第8 事故報告等

1. 請負者又は請負者の事務所等の職員は、事故を確認した際は、発注者又は警備業務責任者等に対し、速やかに電話若しくは、口頭で報告するとともに、5日（休日を除く。）以内に事故報告書を提出することとする。
2. 請負者は、各月の警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容について、警備業務責任者等に対し、翌月の10日（休日にあたる場合は、休日の翌日。ただし、令和11年度3月分については、当該3月31日とする。）までに提出すること。

第9 警報機器等の保守点検等

1. 請負者は、警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を発注者に報告するものとする。
2. 発注者等は、警報機器等の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器等について異常又は故障を発見したときは、直ちに請負者又は請負者の事務所等の職員に通知するものとする。
3. 請負者は、保守点検、補修又は交換に要する一切の費用を負担するものとする。ただし、発注者等の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、発注者が負担するものとする。
4. 請負者は、警報機器等の保守点検のために、警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ警備対象施設に係る警備業務責任者等の許可を得るものとする。
5. 請負者は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、請負者の負担により配線の補修又は取替えを行うものとする。

第10 警備業務責任者等の指定等

1. 発注者は、契約締結後に警備対象施設に係る警備業務責任者等を指定し、警備業務責任者等名簿を提出することとする。
2. 発注者は、警備業務責任者等に変更あるときは、遅滞なくその都度変更した警備業務責任者等名簿を提出することとする。

第11 業務遂行上の責務等

1. 発注者等及び請負者は、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は請負者に連絡するとともに、それぞれの指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
2. 請負者は、警報機器等の設置及び撤去並びに保守点検により、警備対象施設に損傷が生じた場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、その指示（原状回復（警報機器等及び配線等の取付けの必要上、警備対象施設に施された孔穴を除く。）に要する一切の費用を含む。）に従うものとする。
3. 請負者は、本業務の遂行により緊急要員が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとする。
4. 請負者は、請負者の事務所等と警備対象施設との間において、本業務の遂行により

第三者が損害を被った場合、当該損害金を負担するものとする。

5. 請負者は、請負者又は緊急要員の過失により、発注者等及び各警備対象施設が被害を被った場合、賠償の責任を負うものとする

第 12 損害の免除

請負者は、以下に示す損害については、一切その責を負わないものとする。

1. 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他の不可抗力により生じた損害
2. 警報機器等が正常に作動したにもかかわらず、請負者の責に帰することができない事由で、通信回線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
3. 警備対象施設自体の瑕疵、又は発注者の管理上の瑕疵に基づく損害
4. 警報機器等の設置箇所以外、若しくは警報機器等の感知機能の範囲以外から生じた損害
5. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等の故意又は過失に起因する損害
6. 警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、発注者が請負者に預託しなかったことにより生じた損害
7. 警備機器等の操作後、警備作動開始前又は警備作動解除後に発生した損害
8. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等が警備機器等の操作を忘れたことにより生じた損害

第 13 再委託(再請負を含む。)の適正化を図るための措置

1. 請負者は、警備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、警備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
2. 請負者は、効率的な履行を図るため、警備業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が 50 パーセント以内の業務とする。
3. 請負者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(注) 再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外

会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第 8 条第 5 項及び第 6 項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

第 14 その他

1. 警報機器等の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者又は警備業務責任者等と協議するものとする。
2. 請負者及び本業務に従事する者(従事した者を含む。以下「本業務の従事者」という。)は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
3. 請負者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、警備業務

責任者等に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。

4. 請負者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
5. 本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。
6. 請負者は、本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。